

みよし市選挙管理委員会会議録

日時 令和5（2023）年9月1日（金）

開会 午後4時00分

閉会 午後4時20分

場所 みよし市役所 特別会議室

出席者（選挙管理委員会委員）

委員長	鈴木文生	委員	鈴木武久
職務代理者	深谷重穂	委員	三井哲

（書記）

総務部部长（書記長）	深谷正浩	総務課副主幹（書記）	林航平
総務部次長（書記）	小野田浩司	総務課主査（書記）	倉内菜穂
総務部主幹（書記）	森田悟史		

公開の状況 公開（議題(1)については非公開）

傍聴者 なし

次第

1 挨拶

2 議題

(1) 専決処分について（委員長報告）

(2) 選挙人名簿定時登録（令和5（2023）年9月）について

ア 定時登録資格要件

イ 選挙人名簿登録数（9月定時登録）

ウ 在外選挙人名簿登録者数

エ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示

オ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示

3 その他

議題

名前	内容
小野田書記	それでは、ただいまから選挙管理委員会を開催します。 本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定により、公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします。続きまして、鈴木委員長より御挨拶をお願いします。
鈴木委員長	<挨拶>
小野田書記	それでは、委員長の取り回しにより、議事の進行をしていただきますので、よろしくお願いします。
鈴木委員長	それでは、議題に入りたいと思います。 議題（1）専決処分について（委員長報告）について、事務局から説明をお願いします。
倉内書記	議題（1）の専決処分について、事務局より説明いたします。資料の1ページを御覧ください。記載の1名の方について、在外選挙人名簿への登録を当委員会にて行いましたので、御報告いたします。表には、登録を行った在外選挙人の氏名、生年月日、性別、本籍、日本における最終住所地、専決処分日を記載しております。 2ページを御覧ください。こちらは、今回登録した方の被登録資格について確認をした結果になります。①在外選挙人名簿に既に登録されていない者であること、②申請時において年齢満18年以上であること、③日本国民であること、④⑤⑥は欠格事項に該当しない方であること、⑦転出先の領事館の管轄区域内に引き続き3か月以上住所を有していること、 これら7点について本籍地の市長、本件についてはみよし市において確認した結果、被登録資格を満たしておりましたので、公職選挙法第30条の6第1項に基づき、在外選挙人名簿に登録しましたので御報告いたします。
鈴木委員長	ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、よろしくお願いします。
鈴木委員長	それでは、御質問等がなければ、ただ今より採決に移りたいと思います。議題（1）専決処分について（委員長報告）について、御異議ございませんか。

鈴木委員長 倉内書記	<異議無しの声> 御異議ないようですので、議題(1) 専決処分について(委員長報告)は、承認されたものといたします。続きまして、議題(2)選挙人名簿定時登録(令和5年9月)について、事務局より説明をお願いします。 続きまして、議題(2)選挙人名簿定時登録(令和5年9月)について事務局より説明いたします。3ページを御覧ください。こちらは令和5年9月定時登録における資格要件になります。1 定時登録の基準日及び登録日は、令和5年9月1日(金)、本日となります。2 登録要件は、(1)、(2)となり、いずれの要件も満たす者が登録されます。登録要件の(1)国政選挙の選挙権のある者とは、日本国民で、本日現在において、年齢満18年以上の者になります。(2)住所要件としては、ア 令和5年6月1日以前の転入者で引き続きみよし市の住民である者、イ 3か月以上みよし市の住民基本台帳に記録されていた者で、令和5年5月1日から令和5年8月31日までに転出した者、ウ 帰化した者は、帰化の告示がされた日以後、引き続きみよし市の住民である者となります。イのように、本市から転出した者であっても、転出後4か月以内の者については、表示登録者として、本市の選挙人名簿に登録されます。 3 抹消者については、次の3点のいずれかに該当した場合、選挙人名簿から抹消されることとなります。(1)は、令和5年4月30日以前に転出した者で、転出して4か月を超えた場合、本市の名簿から抹消されます。(2)は、前回の基準日である令和5年6月1日から本日までに死亡した場合です。(3)は、欠格事項に該当した場合です。 4 その他「転出者」で表示される者とは、令和5年5月1日以降の転出者であり、先程の2登録要件の(2)住所要件「イ」で触れた、本市から転出したが、転出後4か月以内の者となります。 続きまして4ページを御覧ください。こちらは、今回の定時登録における選挙人名簿登録者数を表したものです。令和5年9月1日現在の選挙人名簿登録者数は、男24,843人、女23,747人であり、合計48,590人 となります。下に、参考として前回の6月定時登録からの増減を示した表を記載しています。ページをめくっていただき、以下、5ページは投票区ごとの内訳表、6ページは前回と今回の定時登録時の投票区ごとの増減表、7ページは世代ごとの内訳表及び増減表となっております。 続きまして、8ページを御覧ください。在外選挙人名簿登録者数について説明いたします。9月1日現在の在外選挙人名簿登録者数は、
--------------------------	--

	男 19 人、女 14 人、合計 33 人となります。下には参考として前回 6 月の定時登録からの増減を記載していますが、議題（1）で御報告いたしました男性 1 名を登録し、女性 1 名を抹消したものとなります。ページをめくっていただき、9 ページは、在外選挙人が在留している国の内訳になります。 続きまして、10 ページを御覧ください。こちらは、地方自治法における条例の制定や改廃、監査請求を行うために必要な署名数を告示するものとなります。必要な署名数は、選挙権を有する者の 50 分の 1 とされているため、その数は 972 となります。算出方法は、記載の計算式のとおりとなります。次のページを御覧ください。こちらは同じく地方自治法で規定されている「議会の解散請求」「議員の解職請求」「市長の解職請求」「副市長をはじめとする主要公務員の解職請求」「教育委員会の委員の解職請求」に必要な署名数を告示するものとなります。必要な署名数は、選挙権を有する者の 3 分の 1 とされているため、その数は、16, 197 人となります。こちらにつきましても、算出方法は記載の計算式のとおりとなります。以上が事務局からの説明となります。
鈴木委員長	ただ今、書記から説明がありましたが、御質問がございましたらお願いします。
深谷職務代理	選挙人名簿登録者数の減りが大きいですね
小野田書記	各投票区別に登録者数の増減をみると、特に三好丘と緑丘で減少が大きく見られます。増減の内訳をまとめたところ、三好丘投票区で新規登録が 141 人、抹消が 207 人（転出 193 人、死亡 14 人）、緑丘投票区で新規登録が 108 人、抹消が 179 人（転出 174 人、死亡 5 人）と、抹消者数が新規登録者数を上回っています。この 2 つの地区に関しては、市内転居での投票区間の異動による減少も多くなっています。
鈴木委員長	進学や就職等の関係もあるが、この時期は登録者数が減るものですか。
小野田書記	3 月、4 月の転入出等の異動が登録者数に反映される時期ではあると思います。

鈴木委員長	それでは、御質問等がなければ、ただ今より採決に移りたいと思います。議題２ 選挙人名簿定時登録（令和５年９月）について、御異議ございませんか。 <異議無しの声>
鈴木委員長	御異議ないようですので、議題（２）選挙人名簿定時登録（令和５年９月）については、承認されたものといたします。それでは、次第３その他について、書記より説明をお願いします。
倉内主査	その他について、説明をさせていただきます。令和５年度明るい選挙啓発ポスター審査会を令和５年９月１９日（火）午後３時より、開催させていただきたいと思います。場所は市役所３階の研修室で、明るい選挙推進協議会との合同会議となります。ご出席のほどよろしくお願いします。
鈴木委員長	それでは、御質問等他になれば、本日の選挙管理委員会を終了します。次回は、９月１９日（火）午後３時より、明るい選挙推進協議会と合同の選挙啓発ポスターの審査会となります。よろしくお願いします。本日はお疲れ様でした。